

○運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領の制定について

(平成29年3月10日例規第10号)

この度、別添のとおり「運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領」を定め、平成29年3月12日から施行することとしたので通達する。

なお、運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領の制定について（昭和59年甲通達運教第16号）及び運転免許の行政処分上申に関する書式と取扱要領について（平成6年甲通達運教第22号）は、廃止する。

別添

運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許に係る行政処分に關し、別に定めがあるもののほか、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (2) 一般違反行為 自動車等の運転に關し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）別表第2の1の表の上段に掲げるものをいう。
- (3) 特定違反行為 施行令別表第2の2の表の上段に掲げる行為をいう。
- (4) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 違反報告書 違反行為に係る交通切符、交通反則切符、点数切符、人身事故用行政処分原票（様式第1号）その他報告書等で行政処分に關するものをいう。
- (6) 違反等登録 警察庁が定める警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領に規定する違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 違反等登録票 警察庁が定める警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則に規定する違反登録票及び事故登録票をいう。
- (8) 行政処分書 違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に關する調査書類をいう。
- (9) 行政処分 運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (10) 免許の停止等 免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

- (11) 処分をした旨の通知 法第90条第11項又は第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による処分をした公安委員会から、被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (12) 処分移送通知書 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する処分移送通知書をいう。
- (13) 処分事案の移送 処分事由発生時における運転者の住所地が当該処分事由発生地以外の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合において、当該処分事由発生地を管轄する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。
- (14) 処分書等 行政処分を執行する際に交付する処分書又は通知書をいう。
- (15) 処分執行依頼 処分時における被処分者の住所地又は居所が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合において、処分を決定した都道府県公安委員会が、その者に対する処分書等の交付をその者の住所地又は居所を管轄する都道府県公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (16) 執行隊等 県本部機動警ら課、県本部交通機動隊及び県本部高速道路交通警察隊をいう。
- (17) 署等 署及び執行隊等をいう。
- (18) 署長等 署長及び執行隊等の長をいう。
- (19) 取締り警察官等 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。

第2 行政処分書の作成等

1 取締り警察官等の措置

(1) 違反報告書の作成

取締り警察官等は、人身事故等に係る違反報告書を作成する場合において、交通事故の不注意の程度の認定基準（別表）の「1の項に規定する場合以外の場合」項の「小」に該当すると認めるときは、当該違反報告書の所要欄にその意見を付記するものとする。

(2) 行政処分上申書類の作成

取締り警察官等は、次の区分により行政処分の上申書類を作成するものとする。

ア 人身事故適用事件

人身事故用行政処分原票（人身事故の相被疑者を法令違反で一括送致する場合にも同様とする。）

イ 基本書式又は交特書式適用事件

取締り原票（基本書式用）（様式第2号）

ウ 交通切符適用事件

交通切符 4 枚目・取締り原票

エ 交通反則切符適用事件

交通反則切符 5 枚目・取締り原票

オ 点数切符適用事件

点数切符 3 枚目・取締り原票

2 事件・事故担当係員の措置

事件・事故担当係員は、酒酔い・酒気帯び鑑識カード及び飲酒検知管を受領したときは、飲酒検知管の測定結果、変色の有無等を確認し、飲酒検知管の写真又はその複写（カラー複写したものに限る。）（以下「カラー複写等」という。）とともに審査責任者に回付すること。

3 署長等の措置

(1) 審査責任者の指定

署長等は、次に掲げる事項を処理する者として、署長にあっては交通課の、執行隊等の長にあっては各隊（県本部機動警ら課にあっては、自動車警ら隊）の隊本部、支隊又は分駐隊の巡査部長以上の階級にある警察官の中から 1 人以上を審査責任者として指定すること。

ア 違反報告書が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備を行う。

イ 飲酒検知管及び酒酔い・酒気帯び鑑識カードを確認する。

ウ 人身事故等に係る違反報告書にあっては違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度についての記載内容の不備又は事実認定の誤りがないかどうかを審査し、所要の整備を行う。

エ 審査の結果、当該審査に係る事案が第 3 の 3 の登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記する。

オ 違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち違反報告書を作成しなかったものについて、交通事故事件受理・指揮・処理簿又は交通法令違反事件簿（以下「事件簿等」という。）の所要欄又は余白にその旨を明記する。

(2) 行政処分書の送付

ア 署長等は、取締り警察官等が違反行為を検挙し、又は認知したときから起算して人身事故等にあっては 20 日以内に、法令違反にあっては 5 開庁日以内に行政処分関係書類送付書（様式第 3 号）又は人身事故用行政処分原票送付書（様式第 4 号）により行政処分書を県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に送付するものとする。

イ 署長等は、6 点以上の点数が付されることがされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分軽減を必要と認める事情その他処分量定上の参考意見を付記して送付するものとする。

る。

(3) 関係書類の送付

ア 署長等は、前記(2)の規定により行政処分書を送付するときは、関係書類を添付するものとする。

イ 人身事故等及び法令違反の行政処分書を運転免許課長に送付するときは、原則として送致した捜査書類の全ての写しを添付するものとする。

なお、行政処分書送付後に作成した書類についても、作成後速やかに写しを運転免許課長宛てに送付すること。

ウ 酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分書には、酒酔い・酒気帯び鑑識カード及びカラー複写等を添付すること。

(4) 行政処分書の決裁等

ア 行政処分書を運転免許課長に送付する事務については、審査責任者に専決させることができる。

イ 署長等は、事件の送致記録に基づいて違反報告書の作成及び送付並びに当該違反報告書に基づく違反等登録が適正に行われているかどうかについて指導及び監督を行い、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配意するものとする。

ウ 署長等は、行政処分書を送付した事案について、当該行政処分書及び関係書類の内容の変更若しくは違反等登録を不適当とする事情が生じたとき、又は処分軽減を必要と認める事情が生じたときは、速やかに運転免許課長に報告するものとする。

第3 違反等の登録

1 行政処分書点検責任者

(1) 運転免許課長は、自所属の警部の階級にある警察官の中から行政処分書点検責任者を指定しなければならない。

(2) 行政処分書点検責任者は、行政処分書の点検並びに違反等登録審査官及び署等の審査責任者に対する指導及び教養を行うものとする。

2 違反等登録審査官

(1) 運転免許課長は、自所属の警部補の階級にある警察官の中から違反等登録審査官を指定しなければならない。

(2) 違反等登録審査官は、署長等から送付された行政処分書により違反等登録対象者となるかどうかを審査し、当該行政処分書が点数評価の対象となるものであるときは、これに係る交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準の区分によって行うものとする。

3 登録除外

違反等登録審査官は、署長等から送付された行政処分書を審査し、違反事実が存在しない事件、事実誤認があると認められる事件又は次のいずれかに該当する交通事故については、違反等登録から除外すること。

- (1) 具体的状況から判断して結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない交通事故
- (2) 違反行為により交通事故が起こったと認められる場合で、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であり、かつ、当該違反行為をした者が危険に際しての結果回避行為に出ること、又は結果回避行為に出たとしても結果回避を期待することが困難であったと認められる交通事故

4 違反等登録の迅速な処理

行政処分書の審査は速やかに行い、違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。また、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事由がある場合であっても、明らかに登録除外相当と認める場合を除き、違反等登録を行うものとする。

5 違反等登録の決裁

- (1) 運転免許課長は、違反等登録について、違反事実を否認する事案、違反内容に疑義がある事案及び登録除外に関する事件事故を除き、違反等登録審査官に専決させることができる。
- (2) 違反等登録審査官は、前記(1)の規定により違反等登録を専決したときは、その内容を違反等登録日報（様式第5号）により運転免許課長に報告するものとする。
- (3) 登録除外に関する事務は、違反等登録審査官が登録除外について（伺い）（様式第6号）に除外理由等を記載し、個々に運転免許課長の決裁を受けるものとする。

6 登録除外の特例

運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の内容を変更し、又は違反等登録からの除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして当該都道府県公安委員会に差し戻すものとする。

7 違反等登録の抹消に係る措置等

(1) 行政処分等の調査

運転免許課長は、違反等登録の抹消をしたときは、当該抹消に係る違反行為をした者の当該違反等登録をした日から当該抹消をした日までの行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するものとする。この場合において、抹消をした違反等登録に基づいた行政処分等を認めたときは、迅速かつ確実に当該行政処分等に係る必要な是正措置を講ずるものとする。

(2) 抹消をした旨の報告

運転免許課長は、違反等登録の抹消をした場合において、当該抹消に係る違反行為をした者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課の長に違反等登録を抹消した旨を報告するものとする。

(3) 調査の依頼等

ア 運転免許課長は、前記(1)の調査をした場合において、抹消に係る違反行為をした者の所在が不明である等の理由により、その者の行政処分等の有無が確認できないときは、他の都道府県警察の行政処分担当課の長に調査を依頼するものとする。

イ 運転免許課長は、他の都道府県警察の行政処分担当課の長がした違反等登録の抹消に関し当該抹消に係る違反行為をした者の行政処分等の有無について調査の依頼があったときは、直ちにこれを行うものとする。この場合において、抹消された違反等登録に基づいた行政処分等を認めたときは、当該行政処分担当課の長と連携し、当該行政処分等に係る必要な是正措置を講ずるものとする。

第4 点数指導

取締り警察官等は、違反行為を現認したときは、当該違反運転者に対して違反事実を告知するとともに、当該違反行為によって付される点数について教示する。ただし、交通事故を起こした運転者から当該交通事故に係る点数について質問を受けたときは、処分書等又は警告通知により告知される旨を教示し、取締り警察官等が計算した点数を教示することがないようにすること。

第5 前歴通知

1 前歴通知の対象

前歴通知は、運転免許試験に合格した者のうち、当該運転免許試験に係る免許を受ける前の違反行為に係る累積点数が、前歴のない者にあつては6点から14点まで、前歴が1回である者にあつては4点から9点まで、前歴が2回である者にあつては2点から4点まで、前歴が3回以上の者にあつては2点又は3点に該当したものに対して行うものとする。

2 前歴通知の要領

運転免許課長は、運転免許試験に合格した者について免許の効力の停止基準点数に係る通報を受けたときは、免許の保留又は事後停止の処分を行った者にあつてはその処分が終了した日に、処分を行わなかった者にあつては前歴通知の対象者であることが判明した日に前歴通知書（様式第7号）により通知するものとする。

第6 処分量定

1 処分量定の方法

(1) 免許の拒否及び保留

ア 新たに第一種運転免許の運転免許試験に合格した者に係る処分量定は、点数通

報書記載の違反歴等が当該者のものであるかどうかを確認し、その後に計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等の有無に基づいて行うものとする。

イ 現に受けている免許と異なる種類の免許の運転免許試験に合格した者に係る処分量定は、点数通報書記載の処分通報又は処分手配通報がなされている場合には、現に受けている免許の処分を行った都道府県公安委員会の処分決定に従って、それと同一の処分量定をするものとする。

(2) 免許の取消し及び効力の停止

免許を現に有する違反者に係る処分量定は、点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書又は点数によらないで処分することとされている事案に係る違反報告書に基づいて行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する違反者に係る処分量定は、当該違反者に係る違反行為が現に行った違反等登録によるもののみであるときは、当該違反行為について点数計算を行い、当該違反等登録に係る違反行為の他に違反歴又は処分歴の通報があったときは、国籍、住所等によって当該違反歴又は処分歴が同一人のものであるかどうかを確認後、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等の有無に応じて次の措置を講ずるものとする。

ア 処分基準点数に該当する場合

(ア) 当該違反者の住所地が本県であるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定をする。

(イ) 当該違反者の住所地が本県ではないときは、点数通報書の備考欄に計算した点数を付記してその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に当該事案を移送する。

イ 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分書を保管する。

2 処分量定上の留意事項

(1) 処分基準点数に該当することとなった違反行為が交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該交通事故の違反等登録後において、点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかどうかを調査し、その事情があるときは、処分量定をする者において点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定をすること。

イ 当該交通事故が、交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するも

のであるときは、その細目区分について程度を認定し、「小」に該当するものであるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

- (2) 処分基準点数に達することとなった違反行為以外の違反行為については、違反報告書による違反事実の確認を行わないものとする。

3 意見の聴取

- (1) 運転免許課長は、次に掲げる場合には、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第2章の規定により、意見の聴取を行わなければならない。

ア 法第103条第1項第5号に該当する者について免許を取り消し、若しくは免許の効力を90日以上停止しようとするとき、同条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者について免許を取り消そうとするとき、又は同条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により処分移送通知書（同条第1項第5号又は第2項第1号から第4号までのいずれかに係るものに限る。）の送付を受けたとき。

イ 法第107条の5第1項第2号若しくは第2項各号に該当する者について自動車等の運転を90日以上禁止しようとするとき又は同条第9項において準用する法第103条第3項の規定により処分移送通知書（法第107条の5第1項第2号及び第2項各号に係るものに限る。）の送付を受けたとき。

- (2) 意見の聴取の通知は、直接又は郵送により意見の聴取通知書（様式第8号）又は意見の聴取通知書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号。以下「免許規則」という。）様式第26号又は様式第27号）を被処分者に交付して行うものとする。
- (3) 主宰者は、意見の聴取終了後、意見の聴取調書を作成し、これに記名押印しなければならない。

4 聴聞

- (1) 運転免許課長は、次に掲げる場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第2章の規定により、聴聞を行わなければならない。

ア 法第103条第1項（第5号を除く。）に該当する者について免許を取り消し、若しくは免許の効力を90日以上停止しようとするとき、同条第2項第5号に該当する者について免許を取り消そうとするとき、又は同条第3項の規定により処分移送通知書（同条第1項（第5号を除く。）又は第2項第5号に係るものに限る。）の送付を受けたとき。

イ 法第107条の5第1項第1号に該当する者について自動車等の運転を90日以上禁止しようとするとき又は同条第9項において準用する法第103条第3項の規定

により処分移送通知書（法第107条の5第1項第1号に係るものに限る。）の送付を受けたとき。

- (2) 聴聞の通知は、直接又は郵送により聴聞通知書（聴聞等規則別記様式第6号）を被処分者に交付して行うものとする。
- (3) 主宰者は、聴聞終了後、聴聞調書（聴聞等規則別記様式第13号）を作成し、これに記名押印しなければならない。

5 弁明の機会の付与

- (1) 運転免許課長は、弁明の機会の付与の対象となる処分（法第90条第1項ただし書、第2項、第5項、第6項及び第13項の規定による処分をいう。）を行うときは、法の規定に基づき、被処分者に弁明の機会を付与するものとする。
- (2) 弁明の機会の付与の通知は、直接又は郵送により弁明通知書（聴聞等規則別記様式第16号）又は弁明通知書（様式第9号）を被処分者に交付して行うものとする。
- (3) 被処分者又はその代理人が口頭により弁明をしたときは、運転免許課長が指定した職員が弁明を録取するものとする。
- (4) 弁明を録取する職員は、弁明調書（聴聞等規則別記様式第17号）又は弁明調書（様式第10号）を作成し、これに記名押印しなければならない。

6 処分量定の決裁

- (1) 法第90条の規定による免許の拒否、保留、事後取消し及び事後停止（以下「拒否、保留等」という。）についての処分量定に関する事務の決裁は、運転免許拒否、保留処分審査表（様式第11号）又は運転免許取消し、停止処分審査表（様式第12号）により行うものとする。
- (2) 法第103条の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに法第107条の5の規定による自動車等の運転禁止（以下「取消し、停止等」という。）についての処分量定に関する事務の決裁は、処分量定決定決裁書（様式第13号）により事案の内容が定型的なものにあっては一括で、重要又は異例なものにあっては個別に決裁を受けるものとする。

第7 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

処分移送通知書の送付は、当該処分移送通知書に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。

2 処分事案等の移送

- (1) 処分事案の移送にあっては行政処分関係書類送付書（免許規則様式第49号）に、違反者講習（法第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。以下同じ。）に該当する事案の移送にあっては違反者講習関係書類送付書（違反者講習の実施に関する規程（平成10年県公委規程第5号）様式第13号）により行うものとする。
- (2) 前記1の規定は、処分事案及び違反者講習に該当する事案の移送について準用す

るものとする。

- (3) 仮停止の処分を行った事案に係る行政処分関係書類は、運転免許課長宛てに送付するものとする。
- (4) 運転免許課長は、前記(3)の規定により行政処分関係書類の送付を受けたときは、当該行政処分関係書類に係る者の住所地を管轄する都道府県公安委員会宛てに当該行政処分関係書類を送付すること。

3 処分を決定した旨の通知

行政処分を決定した場合において、被処分者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該都道府県公安委員会に処分決定通知書（免許規則様式第50号）を送付して処分を決定した旨を通知するものとする。

4 処分執行依頼

- (1) 処分執行依頼は、次により行うものとする。

ア 処分執行依頼は、処分執行依頼書（免許規則様式第51号）により行うものとする。ただし、前記3の規定により処分決定通知書を送付する都道府県公安委員会に対して処分執行依頼をするときは、処分決定通知・処分執行依頼書（免許規則様式第52号）により行うものとする。

イ 処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する処分書等及び当該処分に係る行政処分書（処分短縮登録票の資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコードを記載したものに限る。）の写しを添付すること。

- (2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

被処分者に対し処分書等を交付するときは、当該処分書等に次の事項を記載して行うものとする。

ア 処分期間の始期及び終期

イ 処分（交付）年月日

- (3) 処分書等を交付した場合の措置

処分執行依頼を受けた場合において、被処分者に対し処分書等を交付したときは、執行依頼処分通知書（免許規則様式第53号）に当該処分書等の写しを添付して当該処分執行依頼をした都道府県公安委員会に送付するものとする。

5 処分をした旨の通知

処分をした旨の通知は、処分執行通知書（免許規則様式第54号）により行うものとする。

第8 処分決定後の措置

1 関係事務の集中処理

点数制度による行政処分に関する事務は、県本部運転免許課において行うものとする。

2 執行台帳の作成

行政処分が決定したときは、行政処分決定台帳（執行台帳）（様式第14号）、行政処分書送付書（執行台帳）（様式第15号）及び拒否・保留等執行台帳（様式第16号）に登載するものとする。

3 本部による処分執行

運転免許課長は、意見の聴取又は聴聞に出席して処分が決定した者、出頭通知書（様式第17号）により集中執行日に出頭した者及び運転免許試験に合格した者のうち免許の拒否又は保留の処分が決定した者に対し、次のとおり処分を執行するものとする。

(1) 免許の取消し

ア 運転免許取消処分書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第19の3の3）又は運転免許取消処分通知書（施行規則別記様式第13の4）を被処分者に交付するとともに記載事項について説明し、運転免許取消処分（通知）書受領書を徴するものとする。

イ 運転免許取消処分（通知）書受領書は、処分書等の写しとともに保存すること。

(2) 免許の効力の停止

ア 運転免許停止処分書（様式第18号）又は運転免許停止処分通知書（様式第19号）を被処分者に交付するとともに記載事項について説明し、運転免許停止処分（通知）書受領書を徴するものとする。

イ 運転免許停止処分（通知）書受領書は、処分書等の写しとともに保存すること。

(3) 免許の拒否及び保留

運転免許拒否処分通知書（施行規則別記様式第13の3）又は運転免許保留処分通知書（様式第20号）を被処分者に交付するとともに、記載事項について説明すること。

(4) 自動車等の運転禁止

自動車等の運転禁止処分書（施行規則別記様式第22の6）を被処分者に交付するとともに、記載事項について説明すること。

4 署への処分執行の依頼等

(1) 運転免許課長は、次に掲げる者に対する処分の執行を、当該者の住所地を管轄する署の署長に対しそれぞれに定める関係書類を送付することにより依頼するものとする。

ア 法第90条の規定に基づく事後取消し又は事後停止の処分が決定した者で、本部による処分の執行ができないもの 運転免許取消処分通知書又は運転免許停止処分通知書、行政処分執行指示書（停止）（様式第21号）又は行政処分執行指示書（取消）（様式第22号）及び拒否・保留等執行台帳

イ 法第103条の規定に基づく免許の取消し若しくは効力の停止の処分又は法第107

条の5の規定に基づく自動車等の運転禁止処分が決定した者で、本部による処分の執行ができないもの 運転免許取消処分書、運転免許停止処分書又は自動車等の運転禁止処分書、行政処分執行指示書（停止）又は行政処分執行指示書（取消）及び行政処分書送付書（執行台帳）

ウ 違反者講習を受講していない者で、免許の停止処分が決定したもの 運転免許停止処分書、行政処分執行指示書（停止）及び行政処分書送付書（執行台帳）

- (2) 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から受けた処分執行依頼に係る者に対し本部による処分の執行ができないときは、当該者の住所地を管轄する署の署長に処分書等、行政処分執行指示書（行政処分執行指示書（停止）又は行政処分執行指示書（取消）をいう。以下同じ。）及び行政処分書送付書（執行台帳）を送付すること。

5 署による処分執行

(1) 処分書等を受領した場合の措置

署長は、前記4の規定により処分書等その他関係書類を受領したときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 処分書等その他関係書類を確認するとともに、行政処分書送付書（執行台帳）の写しを作成し、当該送付書及びその写しの受領者印欄に押印した後、当該送付書の写しを運転免許課長に送付すること。

イ 被処分者が管轄外に住所を変更しているときは、運転免許課長に処分書等その他関係書類を返送すること。

ウ 処分書等の記載事項を訂正する場合は、削除する部分に二重線を記入し、その上に加入する文字を記入すること。この場合において、公安委員会の決定に基づく処分書等の訂正にあつては静岡県公安委員会公印規則（昭和62年県公安規則第4号。以下「公印規則」という。）に規定する11号印を、本部長の決定に基づく処分書等の訂正にあつては静岡県警察公印に関する訓令（平成13年県本部訓令第25号）別表に規定する交通反則通告書の訂正及び運転免許の保留、効力の停止等の処分に関する処分書の記載事項の訂正並びに仮運転免許証備考欄に使用する静岡県警察本部長印を押印すること。

(2) 出頭通知の方法

処分のための出頭通知は、次のとおり行うものとする。

ア 免許の取消し及び効力の停止並びに自動車等の運転禁止処分の出頭通知

署長は、免許の取消し及び効力の停止並びに自動車等の運転禁止の処分書等の送付を受けたときは、執行日を定めて被処分者に対し口頭又は運転免許行政処分のお知らせ（出頭通知）（様式第23号）により出頭を通知すること。

イ 違反者講習を受講していない者に対する停止処分の出頭通知

署長は、違反者講習を受講していない者に対する運転免許停止処分書の送付

を受けたときは、口頭その他適切な方法により出頭を通知すること。

(3) 停止処分の執行日を指定する場合の注意事項

ア 違反者講習を受講していない者は、停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。以下同じ。）を受けることができないため、講習日を指定しないこと。

イ 執行日は、停止期間の2分の1の期間を経過しない間に停止処分者講習が終了することとなる日を指定すること。ただし、免許の保留又は効力の停止の期間が40日未満の処分をするときは、執行の当日又は翌日に停止処分者講習が終了することとなる日を指定すること。

(4) 処分の執行

処分の執行の手続は、前記3の手続と同様とする。

(5) 不出頭、執行不能等の場合の措置

ア 署長は、執行日に出頭しない者に対して次の措置を講ずること。また、出頭通知の状況及び処分できない理由を明確にしておくこと。

(ア) 再度出頭通知を行うとともに、被処分者の自宅、勤務先等に赴いて処分をする等、迅速な執行に努めること。

(イ) 所在不明の者については、家族、勤務先等に対する調査を徹底して所在確認に努めること。

(ウ) 長期出張等により処分できない者については、勤務先等と連携して出張等終了後直ちに処分する等、執行の時期を失することのないようにすること。

イ 被処分者が所在不明、死亡、管外転出等により執行できないときは、運転免許の行政処分執行不能について（様式第24号）に処分書等その他関係書類を添えて運転免許課長に報告すること。

(6) 執行報告

署長は、取消し、停止等の処分を執行したときは、整理番号、処分決定日、処分日数、被処分者の氏名及び生年月日並びに執行年月日時を運転免許課長に速報するものとする。

6 処分の執行に当たっての留意事項

(1) 処分の執行に当たっては、被処分者本人であるかどうかを確認するとともに、運転免許証（以下「免許証」という。）又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）との照合を確実にし、処分書等の記載漏れ、誤記防止等に努めること。

(2) 処分をする場合は、被処分者に対してあらかじめ口頭で累積点数の基礎となった違反行為及び理由を明確に告知し、誤りのないことを確認してから処分書等を交付するものとする。この場合において、被処分者から告知された事項に関し次に掲げる内容について誤りがある旨の申立てがあったときは、それぞれに定める措置を講

ずるものとする。

ア 過去の違反行為の不存在

(ア) 免許を受けている者であるときは、架空の事実についての違反等登録がされていることは絶対がないということを説明した上で処分書等を交付すること。この場合において、署で交付するときは運転免許課長にその旨を速報し、指示を受けてから処分書等を交付すること。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者であるときは、通報された違反行為が生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等において一致する場合であっても、なお同名異人の違反行為である場合があることを考慮して処分を保留すること。この場合において、署で交付するときは、改めて当該違反行為に係る行政処分書の送付を受け、確認後に処分書等を交付すること。

イ 違反行為の発生日、違反名等

告知した違反行為の発生日、違反名等の誤りについて具体的な陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合は、運転免許課長に速報して指示を受けること。

ウ 当該処分に係る違反行為の刑事処分の結果

申し立てた内容に相当の理由があると認められる場合は、運転免許課長に速報して指示を受けること。

(3) 被処分者の代理人に対する処分書等の交付は、原則として行わないこと。ただし、病気、法令による身体の拘束等により他に方法がなく、やむを得ない場合は、被処分者と代理人の関係及び被処分者から処分についての委任を受けた者であることを明らかにした書類（以下「委任状等」という。）を提出させた上、処分書等の交付を行うこと。この場合において、委任状等は、当該処分書等の写しとともに保管するものとする。

(4) 署長は、免許の取消し又は90日以上免許の効力の停止処分に係る意見の聴取又は聴聞に出頭しなかった者で、次のいずれかに該当するものについて運転免許課長に速報して指示を受けるものとする。

ア 意見の聴取又は聴聞に出欠の返信のなかった者で、意見の聴取通知書若しくは聴聞通知書を受領していないもの又は返信しなかったことについて病気、海外出張その他正当な理由があると認められるもの

イ 意見の聴取又は聴聞に出頭する旨の返信をしたが出頭しなかった者で、不出頭について正当な理由があつて意見の聴取又は聴聞に出頭できなかったと認められ、かつ、出席を希望するもの

(5) 審査請求に関する教示は、処分書等の裏面等に記載してするものとする。

なお、署長は、被処分者から審査請求をしたい旨の申出を受けたときは、運転免許課長に速報し、その指示を受けるものとする。

- (6) 免許の停止等を行うときは、被処分者に対して停止処分者講習、講習申出手続、処分期間の短縮措置等について教示するものとする。
- (7) 被処分者が免許証又は免許情報記録個人番号カードの記載事項等の変更手続を怠っていることを発見したときは、必要な措置を講ずるように指導すること。
- (8) 停止処分の期間中に免許証（国際運転免許証等を除く。）又は免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する者については、所定の期間内に更新手続を行うよう指導すること。

7 執行年月日の記載

処分をしたときは、行政処分執行指示書に執行年月日を記載すること。

8 処分執行における免許証及び免許情報記録個人番号カードの措置

- (1) 免許の効力の停止及び自動車等の運転禁止の処分をしたときは、免許証を提出させ、又は免許情報記録個人番号カードを提示させ（当該処分の対象者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証を提出させるとともに、免許情報記録個人番号カードを提示させ）、次の措置を講ずること。

ア 運転免許課長は、免許証の提出を受けたときは、行政処分書送付書（執行台帳）とともに当該免許証の提出者の住所地を管轄する署の署長に送付すること。

イ 署長は、前記アの規定により免許証の送付を受けたときは、直ちに行政処分書送付書（執行台帳）の写しを作成し、当該送付書及びその写しの受領者印欄に押印した後、当該送付書の写しを運転免許課長に送付すること。

ウ 署長は、提出又は送付を受けた免許証について、「処分期間別」、「五十音別」等に分類整理の上、施錠設備のある場所に保管すること。

エ 運転免許課長及び署長は、免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該免許情報記録を抹消すること。

- (2) 署長は、免許の取消しの処分をしたときは、運転免許証等返納・抹消届（免許規則様式第41号）により、免許証の返納を受け、又は免許情報記録の抹消を行う（当該処分の対象者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証の返納を受けるとともに免許情報記録の抹消を行う）ものとする。この場合において、免許証又は免許情報記録個人番号カードを紛失等したことにより、免許証を返納できない者又は免許情報記録の抹消を受けることができない者については、再交付等の申請をさせることなく理由書（免許規則様式第42号）を徴することとする。

9 免許証又は免許情報記録個人番号カードの備考欄等への記載又は記録

前記8(1)の規定により提出又は提示を受けた免許証又は免許情報記録個人番号カードについて、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定めるところにより備考欄の記載等を行うものとする。

- (1) 免許証（国際運転免許証等を除く。）又は免許情報記録個人番号カードが次に掲

げる免許の停止等の短期処分に係るもので、執行日の当日に当該免許証を返還する場合又は特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録を行う場合は免許証又は免許情報記録の備考欄に「 年 月 日 済」と停止処分者講習の受講日を記載し、又は記録することとする。

ア 法第90条第1項ただし書の規定に基づく免許の保留

イ 法第90条第5項の規定に基づく免許の効力の停止

ウ 法第103条第1項の規定に基づく免許の効力の停止

エ 法第103条第4項の規定に基づく免許の効力の停止

(2) 国際運転免許証等が道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号。以下「条約」という。）附属書9の様式に合致する場合又は外国運転免許証である場合は、運転禁止処分票（施行規則別記様式第22の5）を添付すること。

(3) 国際運転免許証が条約附属書10の様式に合致する場合は、英語の追補ページ及び最終ページ第2部の除外欄に次のとおり記載すること。

ア 追補ページ左側除外欄

(ア) （国名）欄に「日本国」と記載する。

(イ) 理由を記載する部分（以下「理由部」という。）第1行目に、処分の理由に応じて「道路交通法違反（事故・法令の別）」又は「発給条件が満たされなくなったため」と記載する。

(ウ) 理由部第2行目に、運転禁止期間を記載する。

(エ) 場所欄に「静岡県」と記載する。

(オ) 年月日欄に運転禁止の処分をした年月日を記載する。

(カ) 署名欄に公安委員会委員長の氏名を記載する。

(キ) 当局のシール又はスタンプ欄に公印規則に規定する10号印を押印する。

イ 追補ページ右側の除外欄

初めて運転禁止処分を受けた者である場合は、「Ⅰ 日本国」と記載し、既に外国において運転禁止処分を1回受けた者である場合は、「Ⅱ 日本国」と記載する。

ウ 最終ページ第2部の除外欄

初めて運転禁止処分を受けた者にあつてはⅠの欄に、既に外国において運転禁止処分を1回受けた者にあつてはⅡの欄に「日本国（JAPAN）」と記載する。

第9 仮免許の取消し手続

1 取締り警察官等の措置

取締り警察官等は、施行令第39条の3に規定する仮運転免許（以下「仮免許」という。）取消し事由となる違反行為、病気等（以下「違反行為等」という。）を確認したときは、審査責任者に速報すること。

2 審査責任者の措置

審査責任者は、違反行為等を審査した後、仮免許取消し事案発生速報（人身事故用）

(様式第25号)又は仮免許取消し事案発生速報(法令違反用)(様式第26号)(以下「発生速報」という。)を関係書類とともに違反等登録審査官に送付すること。

3 違反等登録審査官の措置

違反等登録審査官は、審査責任者から送付された発生速報に係る違反行為等が仮免許取消し事由に該当するかどうかを審査し、該当する場合は、被処分者の住居地を管轄する署又は事件取扱署の担当者に仮免許取消し処分の執行を指示すること。ただし、被処分者の住居地が県外のときは、当該住居地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課の長に連絡すること。

4 処分執行

運転免許課長から仮免許取消し処分の執行を指示された署長は、仮運転免許取消し処分通知書(様式第27号)及び行政処分決定通知書(様式第28号)を作成し、被処分者に仮運転免許取消し処分通知書を交付して処分を通知すること。

5 仮運転免許証の返納

処分を通知した職員は、被処分者から仮運転免許証返納届(様式第29号)を徴するとともに、仮運転免許証を返納させること。

6 処分関係書類等の送付

処分を執行した署長は、速やかに仮免許取消し処分関係書類送付書(様式第30号)により、返納させた仮運転免許証及び関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

第10 処分登録等

1 処分登録

- (1) 処分登録は、原則として運転免許課長が処分をした日(休日(静岡県の休日を定める条例(平成元年県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。))の場合はその翌日)に行うものとする。
- (2) 他の都道府県警察から処分執行依頼を受けて処分を行った事案についても同様とする。

2 処分猶予に関する登録等

処分猶予に関する登録は、処分猶予の決定後直ちに行うものとする。

3 処分手配登録

(1) 処分執行依頼に係る登録

他の都道府県公安委員会に処分の執行を依頼するときは、処分手配登録後に処分書等を当該都道府県公安委員会に送付するものとする。

(2) 所在不明者に係る登録

運転免許課長は、所在不明等の理由により免許の取消し又は免許の停止等の対象者に処分書等の交付ができないとき、又は違反者講習の対象者に違反者講習通知書(施行規則別記様式第22の11の2)を交付できないときは、警察共通基盤システムにより手配登録を行うものとする。

第11 処分期間の短縮

1 短縮期間の決定

- (1) 処分期間の短縮は、運転免許の効力の停止等の処分量定基準及び処分期間の短縮に関する規程（昭和44年県公委規程第3号）第15条の規定により行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、停止処分者講習を受講し、終了時考査を終了した被処分者に対し速やかに停止処分期間の短縮を行うものとする。ただし、被処分者が所定の短縮期間を経過してから停止処分者講習を受講し、終了時考査を終了したときは、受講の日の翌日を短縮の始期として処分期間の短縮を行うものとする。

2 処分期間短縮の通知

運転免許課長は、前記1の規定により処分期間の短縮を決定したときは、運転免許停止期間短縮通知書（様式第31号）、運転免許保留期間短縮通知書（様式第32号）又は自動車等の運転禁止期間短縮通知書（様式第33号）により被処分者に通知するものとする。

3 処分短縮後の措置

- (1) 運転免許課長は、免許の保留又は効力の停止の期間を短縮したときは、行政処分決定台帳（執行台帳）の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- (2) 運転免許課長は、自動車等の運転禁止の期間を短縮したときは、次の措置を講ずること。

ア 条約附属書9の様式に合致する国際運転免許証又は外国運転免許証の運転禁止期間を短縮したときは、運転禁止処分票の期間欄に記載されている運転禁止期間の下に短縮後の運転禁止期間を記載するとともに、行政処分決定台帳（執行台帳）の所定欄に短縮した日数を記載する。

イ 条約附属書10の様式に合致する国際運転免許証等の運転禁止期間を短縮したときは、当該国際運転免許証等の追補ページ左側の除外欄理由部の第2行目の末尾に、短縮後の運転禁止期間を記載し、追補ページ右側の除外欄に公印規則に規定する10号印を押印するとともに、行政処分決定台帳（執行台帳）の所定欄に短縮した日数を記載する。

第12 処分短縮登録

1 処分短縮登録の期限

処分短縮登録は、原則として処分期間の短縮を決定した日に行うものとする。ただし、40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該免許の停止等に係る処分登録と併せて行うものとする。

2 他の都道府県公安委員会による処分の短縮措置

他の都道府県公安委員会が行う処分を受けた者から停止処分者講習の受講の申出があったときにおける当該処分に係る処分短縮登録は、次により行うものとする。

- (1) 処分書等により処分事実を確認する。

- (2) 当該処分に係る都道府県警察に処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認する。
- (3) 処分期間の短縮を決定したときは、当該都道府県警察に口頭その他適切な方法により処分短縮登録を依頼する。

第13 免許証の返還等

1 返還等

免許の効力の停止の処分期間が満了した場合には、次により措置するものとする。
この場合において、免許証を返還するときは、運転免許証等受領書を作成するものとする。

(1) 処分を受けた者が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

当該者に対して免許証を返還すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

当該者に対して免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書（施行規則別記様式第17の2）の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の返納を希望した場合

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

(2) 処分を受けた者が、処分執行時に免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

前記(1)アの措置を講ずること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

前記(1)イの措置を講ずること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の返納を希望した場合

前記(1)ウの措置を講ずること。

(3) 処分を受けた者が、処分執行時に免許情報記録個人番号カードのみを有する者であった場合

ア 当該者が特定免許情報の記録のみを希望した場合

当該者から特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

イ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合

当該者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が免許証の交付のみを希望した場合

当該者から運転免許証交付申請書（施行規則別記様式第17の5）の提出を受け、免許証を交付すること。

2 国際運転免許証等の返還

自動車等の運転禁止の処分期間が満了したことにより国際運転免許証等を返還するときは、運転免許証等受領書を作成し、返還するものとする。

なお、自動車等の運転禁止処分に係る国際運転免許証等の提出者が観光客等で、国際運転免許証等の返還を受けるために出頭することが日程、出入国等の関係から困難である場合であって、特に必要があると認めるときは、運転免許課長に速報するとともにその者が出国する出入港を管轄する都道府県警察本部の免許事務担当課に当該国際運転免許証等を送付し、当該免許事務担当課の担当者から返還を受けることができるよう配慮するものとする。

第14 処分を受けている者の無免許運転の防止

行政処分を受けた者に対しては、運転免許行政処分執行管理システムを効果的に活用し、交通警察官及び地域警察官による計画的な指導取締りを行うものとする。

第15 処分手配者発見時の措置

所在不明、不出頭等の理由により処分手配登録をされた者（以下「処分手配者」という。）を発見したときは、次により措置するものとする。

(1) 認知警察官の措置

処分手配者の所在を知った警察官（以下「認知警察官」という。）は、県本部捜査支援分析課照会センターに手配年月日、処分手配登録をした都道府県警察、処分種別、処分期間等を確認するとともに、処分手配者から次の事項を聴取し、処分手配者認知報告書（様式第34号）により運転免許課長（当直時間帯においては運転免許センター当直）に速報すること。

ア 住所、職業、勤務先及び電話番号

イ 処分理由に係る事実確認及び処分書の交付を受けなかった事情

ウ 手配登録日以降における違反事実の有無

エ 現在自動車等を運転しているかどうか。運転している場合は、代替運転者の有無

オ 事後における出頭の可能性

カ その他参考事項

(2) 運転免許課長の措置

ア 処分を行うことができる場合は、処分の執行を指示すること。

イ 処分を行うことができない場合は、次により措置するものとする。

(ア) 出頭命令が必要なときは、出頭日時及び場所を認知警察官が所属する署の署長又は処分手配登録を行った都道府県警察の免許事務担当課の長と協議し、出頭命令書（施行規則別記様式第19の3の5又は別記様式第22の6の2）の交付を指示すること。

(イ) 処分手配者の出頭が確保できる場合又は出頭命令を実施し難い場合は、住所、

職業、勤務先、電話番号等を確認するよう指示すること。

(3) 署長の措置

ア 前記(2)アの規定により処分を行った場合は、速やかに処分書等の写しを運転免許課長宛てに送付すること。

イ 前記(2)イ(ア)の規定により出頭命令を行った場合は、出頭命令通知書（施行規則別記様式第19の3の6又は別記様式第22の6の3）により処分手配者の住居地を管轄する都道府県公安委員会に通知すること。